

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年3月5日（平成27年（行情）諮問第89号）

答申日：平成28年7月20日（平成28年度（行情）答申第196号）

事件名：「武器等の防護に関する達」等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「海上自衛隊の武器等の防護に関する達及びその下部規則（通達等）の全て（いずれも最新版）＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、次の11文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

- 文書1 武器等の防護に関する達（自衛隊統合達第18号。平成18年3月27日）
- 文書2 防衛省への移行に伴う関係自衛隊統合達の整理に関する達（自衛隊統合達第1号。平成19年1月5日）
- 文書3 武器等の防護に関する達の一部を改正する達（自衛隊統合達第6号。平成19年3月28日）
- 文書4 武器等の防護に関する達の一部を改正する達（自衛隊統合達第31号。平成20年3月26日）
- 文書5 武器等の防護に関する達の一部を改正する達（自衛隊統合達第5号。平成21年3月25日）
- 文書6 武器等の防護に関する達の一部を改正する達（自衛隊統合達第14号。平成21年7月29日）
- 文書7 武器等の防護に関する達の一部を改正する達（自衛隊統合達第5号。平成22年3月25日）
- 文書8 武器等の防護に関する達の一部を改正する達（自衛隊統合達第7号。平成23年3月28日）
- 文書9 武器等の防護に関する達の一部を改正する達（自衛隊統合達第11号。平成23年4月21日）
- 文書10 武器等の防護に関する達の一部を改正する達（自衛隊統合達第10号。平成25年6月27日）
- 文書11 武器等の防護に関する達の海上自衛隊の部隊等における運用について（通達）（統幕運1第644号。25.12.2）

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し、平成26年12月8日付け防官文第17873号により防衛大臣が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

(1) 不開示処分の対象部分の特定を求める。

内閣府情報公開・個人情報保護審査会の審議において異議申立人は書面を通じてしか意見を申し立てることができない。したがって不開示部分を直接指さして特定するという方法が採れないため、原処分における特定の仕方では不十分である。

何頁の何行目から何行目までという辺りまで不開示部分の特定がされないと審査会の審議における書面での申立てに支障が生じること及び平成22年度（行情）答申第538号で指摘されたような原本と開示実施文書の相違の発生防止の観点から、更に特定を求めるものである。

(2) 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(3) 本件対象文書の本来の電磁的記録についても特定を求める。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで国の解釈に従って、本来の電磁的記録についても特定を行うべきである。

(4) 他にも文書が存在するものと思われる。

開示された文書の更に下部規則に該当する文書が存在するはずである。

(5) 原本にはない情報が加筆されている。

別紙（略）で指摘した部分は原本には本来存在しない情報で、こうした情報が加筆されていない文書の特定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「海上自衛隊の武器等の防護に関する達及びその下部規則（通達等）の全て（いずれも最新版）*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

このうち、文書1及び文書3ないし文書11の一部が法5条3号の不開示情報に該当することから、平成26年12月8日付け防官文第17873号により当該部分を不開示とする原処分を行った。

2 法5条該当性について

文書1及び文書3ないし文書11中、警護物件の区分等警護任務に関する部分及び武器使用の命令等武器の使用に関する部分には、自衛隊法95条に規定する武器等の防護を実施する際の武器使用の手順や考え方等が含まれており、これを公にすることにより、武器等の防護に関し、我が方の手の内を明かすことになり、相手方がこれを踏まえた行動をとることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから法5条3号に該当する。

3 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は、「内閣府情報公開・個人情報保護審査会の審議において異議申立人は書面を通じてしか意見を申し立てることができない。したがって不開示部分を直接指さして特定するという方法が採れないため、原処分における特定の仕方では不十分である。何頁の何行目から何行目までという辺りまで不開示部分の特定がされないと審査会の審議における書面での申立てに支障が生じること及び平成22年度（行情）答申第538号で指摘されたような原本と開示実施文書の相違の発生防止の観点から、更に特定を求めるものである。」として不開示処分の対象部分の特定を求めるが、原処分において不開示とした部分については、行政文書開示決定通知書により適正に特定されている。
- (2) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分の取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が上記2のとおり同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (3) 異議申立人は、「国の解釈によると、『行政文書』とは、『開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの』（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。そこで国の解釈に従って、本来の電磁的記録についても特定を行うべきである。」として、本件対象文書の本来の電磁的記録についても特定を求めるが、本件対象文書は紙媒体しか保有しておらず、本件異議申立てを受け、確実を期すために行った再度の確認においても、電磁的記録の存在を確認することはできなかった。
- (4) 異議申立人は、「開示された文書の更に下部規則に該当する文書が存在するはずである」と主張するが、本件対象文書以外に本件開示請求に該当する行政文書は保有しておらず、本件異議申立てを受け、確実を期すために行った再度の確認においても、本件対象文書以外に本件開示請求に該当する行政文書の存在は確認できなかった。
- (5) 異議申立人は、「原本には本来存在しない情報が加筆されている」と主張するが、本件開示請求がなされた時点において、文書1には異議申

立人が本来存在しないと主張する部分は記載されており、文書の特定に誤りはない。

(6) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年3月5日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月16日 審議
- ④ 平成28年6月20日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、
本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年7月15日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は文書1ないし文書11である。

異議申立人は、原処分の取消し並びに本件対象文書の本来の電磁的記録及び他の文書の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書を特定し、そのうち文書2以外の一部が法5条3号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件開示請求は、海上自衛隊の武器等の防護に関する達及びその下部規則の全ての開示を求めるものであり、これに該当する文書として本件対象文書を特定した。

イ 防衛省において海上自衛隊の武器等の防護に関して定めた規則類は本件対象文書のみであり、本件対象文書の更に下部規則に当たる文書は作成していない。

また、本件開示請求がなされた時点において、文書1には異議申立人が本来存在しないと主張する部分は既に記載されていた。

ウ 本件対象文書は、紙媒体の文書であり、文書2を除く文書については、国の安全に係る秘匿性の高い内容が記載されていることから、関係職員以外に知らせてはならないものとして、秘密保全に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第102号。以下「旧訓令」という。）10条1項及び5条又は秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号。以下「訓令」という。）16条1項に基づき、秘に指定されており、秘の登録番号及び文書番号を登録した上で厳重に管理されて

いる。

エ 本件対象文書の原稿については、統合幕僚監部の担当者がパソコンを使用して電磁的記録として作成した上、当該電磁的記録を紙媒体に印刷し、同部内の決裁を受けている。

本件対象文書は、上記の決裁終了後、原稿である電磁的記録を紙媒体に印刷した原本であり、文書2以外の文書については秘の登録番号及び文書番号が記載されている。

オ 文書2以外の文書については、秘の取扱いを認められたパソコンを使用して作成され、暗号による秘匿措置を講じるなどして厳重に管理されていたが、秘の指定は秘密の保全に必要な最小限度にとどめなければならないとされていること（旧訓令10条3項及び訓令16条3項）、また、情報流出の防止等、情報保全の観点を重視し、文書2以外の原稿である電磁的記録については、文書が完成し、秘の指定がなされた後、速やかに廃棄しており、文書2の原稿である電磁的記録についても、完成した後廃棄している。

カ 原処分に当たり、統合幕僚監部において、書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書の保有は確認できなかった。

キ 本件異議申立てを受け、确实を期すために再度上記カと同様の探索を行ったが、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書の保有は確認できなかった。

(2) 諮問庁から旧訓令及び訓令の提示を受けて確認したところ、その内容は諮問庁の上記(1)の説明のとおりと認められ、文書2以外の文書には手書きの部分があること及び文書1の異議申立人が本来存在しないと主張する部分の記載内容を踏まえると、本件対象文書の原稿である電磁的記録については、情報保全の観点を重視し、本件対象文書が完成し、秘の指定がなされた後、速やかに廃棄している旨、さらに下部規則は作成していない旨及び本件開示請求がなされた時点において文書1には異議申立人が本来存在しないと主張する部分は記載されていた旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分には、警護物件や警護自衛官の指定及び警護の手順や分担など警護の任務並びに武器等の防護に際しての弾薬の装てん及び使用し得る武器の種類など武器の使用等に関する具体的な内容が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊法 95 条に規定する武器等の防護に関する警護の要領及び武器を使用する場合の手順等が明らかとなり、自衛隊の任務遂行の妨害を企てる相手方をして、その対抗措置を採ることや弱点をねらうことを容易ならしめ、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、その一部を法 5 条 3 号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第 2 部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久